

## ～ 国際研究 ～

アジア知的財産権法制シンポジウム（平成15年1月30日開催）

—— 上 ——

国際協力部教官 黒川裕正

平成15年1月30日（木）9時45分から17時まで、大阪中之島合同庁舎2階国際会議室において、アジア知的財産権法制シンポジウムを実施しました。主催は、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター、後援は、法務省民事局、日本弁護士連合会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本知的財産協会、社団法人発明協会、日本商標協会、社団法人日本国際知的財産保護協会、社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、日本ローエイシア友好協会、アジア太平洋知的財産権法制研究会であり、第7回国際民商事法研修（マルチ研修）の一環として実施したものです（使用言語は、日本語／英語の同時通訳）。

出席者は、マルチ研修の研修員のほか、外部からは、弁護士事務所、特許事務所、大阪大学、神戸大学、関西大学、財団法人比較法研究センター、企業ほか多数の機関等から参加があり（約90名）、活発な質疑応答も行われました。

アジアの知的財産権法制を知る上で参考になるものと思いますので、以下で、アジア知的財産権法制研究会のメンバーとして出席された平野恵稔弁護士による問題提起と、パネリストであるマレーシアのカレン・エイブラハム女史、シンガポールのムルギアナ・ハク女史、そしてフィリピンのアロンソ・アンチェッタ氏が行われた発表及び補足説明の内容を御紹介します\*1。

なお、誌面の都合などにより、後半部分は、次号に掲載する予定です。

---

\*1 本講演会の企画立案は、東京地方検察庁の田中嘉寿子検事（前法務総合研究所国際協力部教官）が担当した。また、本シンポジウムの報告は、主に、当部からの委託により大阪大学法学部博士後期課程・若林翼氏が作成した記録に基づいている。

(発表内容)

1. はじめに

本日のシンポジウムの題は、「アジア諸国における知的財産権法制とそのエンフォースメントの現状と課題」です。

私は、アジア・太平洋知的財産権研究会の研究員の末席に加えていただいているところから、このような著名な諸先輩方の前で大変恐縮ではございますが、この研究会での議論を御紹介させていただきながら、本日の問題整理をさせていただきたいと思っております。研究会での議論を御紹介することによって、知的財産権をエンフォースメントという観点で見た場合の、様々な課題の関連性について整理することができると思うからであります。本日のスピーカーの方々の発表は多岐にわたり、一見別々の問題について語っていただいたような印象を持たれるかもしれませんが、各国を代表してわずか20分でトピックを選択いただいたので、このようになりましたが、それぞれの報告を相互にお聞きいただいている間に、スピーカーの方々も、別のスピーカーの方の切り口からは、自国の問題について随分補充したいということもおありではないかと思っております。私の役目は、それら様々な問題を横断的に整理することです。

2. エンフォースメントの重要性 (研究会の議論—各国の共通した認識)

研究会では昨年4月の第1回から、その研究対象がどうあるべきか、ということについての議論を行いました。エンフォースメントが、研究の対象と設定されたのは、物づくりで今日の国際社会での地位を築いた我々が次に目指す社会として、知的創造力を高め、その保護を日本国内と、それにも増して重要な国際社会において確実にし、これを実効性あるものにして、価値を実現していくことが不可欠であることからです。これは川瀬研究員から知的財産基本法の紹介があったとおり、日本の国家的な課題となっているものでもあります。

この点、御報告いただいた各国も、これほど一様に知的財産のエンフォースメントの充実に力を入れておられることは驚きです。もちろん各論にいけばその違いが出てくるわけですが、各国の経済、文化の如何を問わず、知的財産権の保護が国の重要課題として取り組まれています。

ところで、インターネットというのは便利なもので、例えば、平野惠稔、これ私の名前ですが、これを調べようと思い、Googleで検索します。すると、見事にその経歴までわかってしまいます。体重のところは、シークレットと書いてマスクがしてありますが。世界

\*2 (ひらのしげとし) 1987年京都大学法学部卒業、1989年弁護士登録、1993年ペンシルバニア大学ロースクール卒業、1993-1994年ピルズバリー・マジソン&ストロ(現・ピルズバリー・ウィンズロップ)法律事務所勤務(ロサンゼルス)、1994年ニューヨーク州弁護士会登録、1997年弁理士登録

中の、今日のスピーカーの方、すべてにそんなことが可能です。こんなことができるのは、何か特権があって、弁護士だから、裕福だからということではありません。日々皆さんが経験されているように、インターネットの世界では、アクセスした者は、このような多大な情報を瞬時に得ることができます。バーチャルな世界での徹底的に平等な環境が、経済力のヒエラルヒーを一変させるのではないかと、という予感がインセンティブとなって、各国が情報の様々な保護形態である知的財産権のエンフォースメントの強化に動いているのではないかと思います。

そんな中で、日本が知的財産基本法を制定し、シンガポールでは、2001年から特許、商標、意匠、著作権、また審判と調停までを管轄する Intellectual Property Office of Singapore (IPOS) が設立されたこと、フィリピンでは、1998年に Intellectual Property Code of the Philippines が制定されたこと、各国の知的財産権についての統合的な取組がそれぞれの国において画期的なものであったことが報告されました。日本においても、各省庁の縦割りの権限分配の中で、融通の利かない官僚主義に陥りやすい中、数年前には想像できなかった省庁の壁を超えた取組を実現し得るということでこの基本法には大きな期待ができるかと思えます。

### 3. 国際間・アジア地域の取組

さて、国際間の取組が、エンフォースメントを高めることについては、異論のないところだと思います。国際間の取組について、ADRの視点から WIPO の高橋さんに報告いただきました。知的財産ほどもまた国際間での取組がそのまま国内法に反映される法分野はありません。後に触れます知的財産権実体法、手続法の分野での国際的ハーモナイゼーションは強調してもしすぎることはありません。情報が革命的に国境を越えていることは先にお話しましたが、それにつれて人、物、マネーがより一層スピードアップして世界を動いています。

今日はザネッティさんから EU での取組、エイブラハムさんからの ASEAN の取組も報告いただきました。これらの地域の共通性は長い歴史に支えられたものですが、アジア・太平洋という地域において、これを経済的な一つのマーケットと見て、あるいは、文化的に共通する地盤があるとみて、リージョナルなフレームワークを作ることが可能なのか、また、これがエンフォースメントに有益なのか否かについても、時間があれば御議論いただきたいと思えます。アジア諸国には密接な関係があり、ASEAN のような大規模な取組が仮に難しくても、少なくとも課題ごとにおいての、共通の取組が求められている点は、いろいろあるように思えます。

### 4. エンフォースメントの意味の広がり

さて、エンフォースメントという言葉は日本語になりにくく、本日のシンポジウムでもエンフォースメントとそのままに使っているわけです。研究会においては、エンフォースメントの言葉からは、対象を狭く絞って、裁判所・ADR という具体的紛争の解決を取り上げるべきではないかという議論がありました。しかし、結論として、これでは2つの意味で狭すぎるということになりました。

### (1) 内容

まず、内容として知的財産権というのは、日々その対象が発展しています。知的財産権の保護領域は、どんどん広がっています。それらが国際的な統一性をもっていなければ、知的財産権に保護された商品・サービスの安心な流通はないわけです。そのような観点から、各国が、歴史や文化を超え、エンフォースメントの前提となる実体法の部分での急速な接近をしているのではないかと思います。この動きが、インターネットなどのIT技術が国境を持たないことから加速されてきています。本日の報告においても、フィリピンで先発主義から先願主義への転換、TRIPS 協定に基づくマレーシアとシンガポールの地理的表示に関する法律の制定、あるいは、マレーシアから、WIPO の実演及びレコードに関する条約（PERFORMANCES AND PHONOGRAMS TREATY）を受けて、実演家の権利の改正の報告がありました。

マレーシアやフィリピンからの報告にあったように、周知商標の保護ということも課題です。ただ、制度が変わったとはいえ、実際に、これらの内実がどのようになっているのか、ということも興味があるところがございます。

### (2) 実施機関

次に、知的財産権をになう機関として、裁判所といっても民事、刑事の裁判がございます。また、刑事には当然警察・検察などの行政機関がかかわります。また、水際規制では税関などの行政も関与してきます。行政では、当然特許庁が大きな役割を果たします。また、高橋さんから WIPO の仲裁と調停の紹介がありましたが、ADR の制度も知的財産権のエンフォースメントを担っています。また、ビジネスソフトウェアアライアンスなどの諸権利の団体との関係も重要な要素となります。これらのシステムの総体として、国としての総合力で知的財産権のエンフォースメントが十分であるかどうかを見ていかなければならないということです。

刑事罰の強化がフィリピンの報告にありましたが、日本でもその動きがありました。各国でその実効性がどうなのかについても御議論をいただければと思っています。

本日は、シンガポールとフィリピンの報告でも水際対策について、触れられました。特に、フィリピンにおいて、刑事裁判所の捜索差押えの権限を私人が行使していくという点については、特殊な制度だけに、民事と刑事を峻別して考える我々日本人にはよく分からないところがあります。日本でも水際対策の強化が検討されており、その実効確保のあり方についても今ホットな話題ということができると思います。

### (3) 人

より現実的な問題として、シンガポールの報告でも触れられた、人数と質の問題があります。各機関でどれくらいのマンパワーが割かれているのか、どのような質の人材が確保されているのか、どのように専門性が確保されているのか、ということが権利の実効性の議論には欠かせません。また、より根本的な問題として、社会における知的財産の認識の底上げ、これをシンガポールから語っていただきましたが、そのような取組は日本でも行われています。どんな教育・啓蒙が必要なのか、このような問題もあります。

#### (4) 裁判所

さて、裁判所の相対的な役割は各国一様ではないでしょうが、エンフォースメントのやはり中核としては裁判所の問題があります。フィリピンから最近の判決の報告がありました。日本でも立法の先取りをするような先進的な判例が続いています。また、法改正があったわけでもないのに、日本の裁判所の審理のスピードはここ数年で目覚しく上がっています。このあたりの実際は現実には各国の実務家にお聞きしなければわからないところも多く、各国の裁判所の審理がどれようになされ、どれくらいで終わり、またその判決がどのように執行されていくのか、非常に興味のあるところです。

#### (5) 各論

各論では、これらの観点での総合的な対策が検討されています。例えば、偽物対策ということでは、各国いろいろな工夫を凝らしているところですが、マレーシアでは、偽物対策としての、ラベルをはるなどの法的規制がこの1月15日になされたとの報告がありました。この点では、刑事罰の強化、関係諸団体との連携、社会への啓蒙活動などが、行われています。

また、水際規制の強化についても、既に触れましたが、各国でいろいろな取組がなされています。

#### 6. 知的財産権強化の緩衝

エンフォースメントの強化と同時に、その一方で、知的財産権の行使の許されるべき範囲、あるいは制限されるべき範囲も定まりつつあります。マレーシアやフィリピンのスピーカーから、並行輸入や強制ライセンスについて報告されましたが、これらの動きについては、もちろん複数の観点から見なければなりません。エンフォースメントが進んだことで、その緩衝となっている面もあるように思います。

問題の整理というにはあまりに雑然としているかもしれませんが、このあたりで終わりにして、大いにディスカッションしていただきたいと思います。ありがとうございました。

（発表内容）

## 1 はじめに

ASEAN 諸国では、知的財産権の保護とエンフォースメントの不十分さが、かねてから論争的になっている。ASEAN 諸国は、経済、統治上の伝統、政治、社会などの諸方面で相違している。ASEAN 諸国が直面する課題は、経済的・政治的、社会的土壌及び統治上の伝統の問題である。

本日は、ASEAN における電子商取引の発展及び「世界・地域市場へのアクセス」を確立するために、知的財産法の地域におけるハーモナイゼーションの検討を行う。

## 2 知的財産権におけるイニシアティヴ

ASEAN 諸国は知的財産権について ASEAN 全体で取り組む枠組みを構築しようとしている。

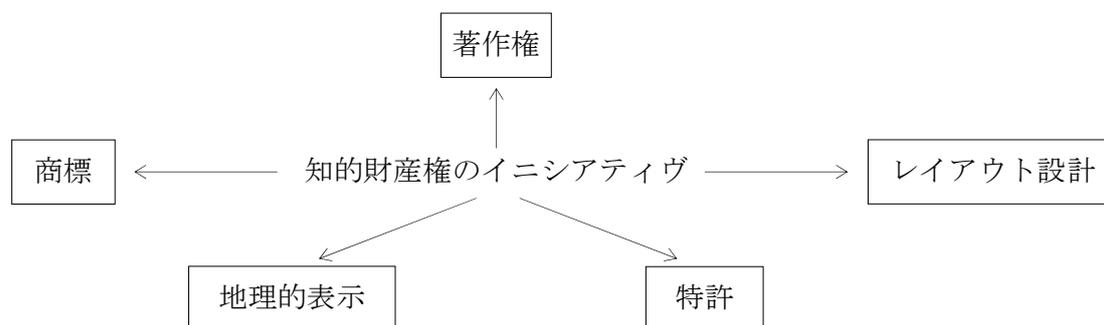
協定の原則は、ASEAN 内における知的財産権を、関連の国際条約や TRIPS 協定で定められた目的、原則及び規範に従って整備しなければならないということである。

1994年、知的財産権について検討するアド・ホック作業グループが設置された。その主な課題は、知的財産権に関する協定の締結であった。

1995年、知的財産権に関する ASEAN 枠組み協定が締結された。これは、ハーモナイゼーション実現への重要な一歩となった。

知的財産権に関する措置として、通常、マレーシアは、TRIPS 協定の最低基準を実質的に遵守している。また、マレーシアでは、様々な知的財産権に関して TRIPS 協定が定める基準を遵守している。

（マレーシアの知的財産権分野におけるイニシアティヴ）



<sup>\*3</sup> 1988年アデレード大学法学部卒，オーストラリア弁護士資格取得，IPBA（The Inter-Pacific Bar Association）知財コミッティー議長

### 3 商標

#### (1) 国境を越えた措置

根拠法は、2000年の商標（修正）法である。「偽造商標製品は国境で没収する。」という考え方である。

2001年8月1日の世界経済フォーラムにおいて、「偽造商標製品」とは、以下のものをいうこととされた。

「製品の包装を含め、当該製品に関して有効に登録された商標と同一であるか、酷似している商標、もしくは主たる部分で当該商標と識別不能で、当該商標権者の権利を侵害する商標が無断で掲載されたすべての製品」

#### (2) 水際対策

根拠法は、2000年の商標（修正）法である。

侵害のみに限定されている。日時及び場所を明らかなる。濫用防止責任に関して政府に還付するに足る十分な保証金制度がある。

#### (3) 手続及びエンフォースメント

手続としては、関連書類を添付し、登録官宛の出願書（記入用紙 TM30）を提出する。

出願承認があると、60日間有効である。登録官は「権限のある官吏」に通知し、出願者は登録官に「十分な」保証金を支払う。

侵害に関する訴訟が提起されてから30日以内で、当該官吏が指定した保管期間内に、民事訴訟を開始しなければならない。製品が強制的に返却されないように、返却を防ぐための命令を得なくてはならない。

エンフォースメントをを求める訴訟で下される可能性のある命令は、以下のとおりである。

- ・輸入業者に当該製品の返却を命じる命令
- ・輸入業者に当該製品の返却を禁じる命令
- ・政府に当該製品の没収を命じる命令
- ・出願者に補償金の支払いを命じる命令

#### (4) 訴訟を提起しなかったことに対する賠償

保管期間内に訴訟を提起しなかった場合には、保証金を支払うことになる。

裁判所が追加的救済を与える可能性もある。

#### (5) 一部登録

根拠法は、2000年の商標（修正）法である。パート A 商標とパート B 商標の区別が廃止され、一部商標登録という制度が実施されている。

#### (6) 周知商標の保護

2000年の商標（修正）法、2001年8月1日の世界経済フォーラムで、パリ条約第6条 bis、TRIPS 協定第16条第2項及び第3項に基づき、認められた。

「周知商標」の定義（基準）は、以下のとおりである。

- ・公知の程度
- ・その商標の使用期間，使用範囲及び使用地域，宣伝，出願並びに登録
- ・その商標権のエンフォースメントが成功した例の記録
- ・その商標に関連する価値

そして，2000年の商標（修正）法は，以下の商標の登録を明示的に禁止している。

- ・同一の製品若しくはサービスに使用される周知商標と同一であるか，又は類似している商標
- ・登録出願が行われるものと同一ではない製品若しくはサービスについて，マレーシアで登録された周知商標。ただし，関連があるような印象を与え，かつ商標権者の権利が侵害されるおそれがある場合に限る。
- ・誤解を招く地理的表示を含んだ商標

そして，救済されるのは，周知商標権者で，周知商標と同一であるか，若しくは酷似している商標の使用差止命令による救済を認められた者であり，周知商標権者がマレーシアにおいて事業を営んでいるか，営業権を有しているかに関係なく，権利は与えられる。マレーシアでは，国内で訴訟を提起しようとする外国の所有者を支援する。

救済は差止命令と損害賠償である。マレーシアで取引を行っていないくても，事業の種類に関係なく権利は保護される。マレーシアにおける外国の投資及び利益の保護を意味する。

#### 4 著作権

##### (1) 実演家の権利

根拠となるのは，2000年の著作権（修正）法及び2001年8月15日の世界経済フォーラムである。

TRIPS 協定第14条第1項は，実演家の許諾なしに以下の行為が行われる場合に，それらを防止することができる。実演家とは，現に実演を行う者のことをいう。その行為とは，固定されていない実演の固定，その固定物の複製，及び現に行っている実演の放送である。

実演家の権利には，その者の権利を侵害するレコード，若しくは演技者の同意なくマレーシアに輸入されたレコードの複製が含まれる。

以下は，「現に行われる実演」の例である。

- ・演劇作品
- ・音楽作品
- ・文学作品
- ・ダンス
- ・サーカス若しくは寄席演芸活動
- ・民間伝承の表現

ただし，以下のものは含まれない。

- ・新作の読書，朗読，伝達
- ・実際に行われているスポーツ活動
- ・ライブパフォーマンスでの聴衆の参加

マレーシアでは，実演家は以下のことを規制する排他的権利を有する。

1. 現に行っている実演の公衆への伝達
2. 固定されていない実演の固定
3. 実演の固定物の複製
4. 所有権の売却若しくはそのほかの譲渡によって，現に行われた実演の固定を最初に利用可能にすること。
5. 現に行われた実演の固定若しくは複製を公衆に貸与すること。

マレーシアは，制限される活動の範囲として TRIPS 協定第 14 条で定められた範囲を拡大している。

## (2) 輸入制限

商標法に基づいて導入された措置に類似の，国境を越えて行われる措置を導入した。

著作権者は，一定期間内に，作品の複製を著作権の侵害として扱うよう，管理責任者に申請することができる。著作権を侵害する複製とは，著作権者の同意若しくは許可なくしてマレーシア国外で製造されたものをいう。負うべき責任若しくは費用を政府に還付するために必要な保証金が必要である。

## (3) 出願

商標法に基づいて導入された措置に類似の，国境を越えて行われる措置を導入した。

出願に際しては，以下のものが添付されなければならない。

- ・そこに明記されている人物が，著作権者であることを述べた所定の書類
- ・資料及び情報
- ・所定の料金

受領した時点で，管理責任者は，合理的期間内に出願について決定を下し，出願者に通知書を送付する。承認する場合，管理責任者は，複製が著作権侵害とみなされる期間を決定する。

## 5 特許の保護

根拠となるのは，2000年の特許（修正）法及び2001年8月1日の世界経済フォーラムである。保護期間（年数）は延長され，出願の日より15年から20年となった。TRIPS 協定第31条に基づく，強制的な許諾の制度もある。

また，本法の下では，並行輸入が明示的に認められている。関係当局のための情報の作成及び提供に使用する場合についてのみ，特許発明の製造，使用，販売の申入れ若しくは販売は，特許権の侵害に当たらない。

## 6 地理的表示の保護

根拠となるのは，2000年の地理的表示法及び2001年8月15日の世界経済フォーラムである。

地理的表示とは、「製品の品質、評価又はその他の性質が主として特定の国若しくは地域に由来する場合、当該製品がその国や地域を原産地とすることを示す表示」をいう。これは TRIPS 協定に基づくものである。

この権利は以下の条件で適用される。

1. 本法に基づいて地理的表示が登録されているか否かは問わない。
2. たとえ製品の輸出先の表示が事実であったとしても、原産地とは異なる国、領土、地域又は地方が原産地であるかのような誤解を招く地理的表示に対して適用される。手続を行う機関は、違法な地理的表示の使用に対して、裁判所は差止め命令を認めることができる。損害賠償、若しくはその他すべての法的救済を行う。その期限は5年以内である。

#### 7 レイアウト設計～集積回路の保護～

根拠となるのは、2000年の集積回路のレイアウト設計に関する法及び2001年8月15日の世界経済フォーラムである。「レイアウト設計」とは、表現方法を問わず、集積回路の構成部分の三次元配置、又は製造を目的とする集積回路のために準備された集積回路の構成部分の三次元配置をいう。

以下の条件を満たす場合、レイアウト設計は保護適格性を有する。

- ・レイアウト設計がオリジナルであること
- ・レイアウト設計の権利者が有資格者であること

#### 8 知的財産権のエンフォースメント

##### (1) 光学ディスク法

TRIPS 協定に従って、国内法が制定され、行使される。最大の問題は海賊版である。2000年9月15日に世界経済フォーラムが開催された。マレーシア政府は、2000年に光学ディスク法を制定した。

指定された建物若しくは土地の光学ディスク製造業者に対して強制的に許可を与える。許可を受けた製造業者は、与えられた製造者コードを各光学ディスクに入れなければならない。製造者コードを偽造したり、あるいは光学ディスクに虚偽の製造業者コードを入れるということが犯罪となる。

##### (2) 特別著作権対策委員会

1999年3月に設置された。国内取引消費者行政省 (MDTCA)、警察、税関、地方議会、通商産業省 (MITI)、映画検閲委員会を含む18の政府機関、及びビジネスソフトウェア同盟 (BSA)、マレーシアレコード産業 (RIM)、映画協会 (MPA)、レコード産業国際連合 (IFPI)、音楽著作権保護 (MACP) を含むその他の知的財産権関連の団体から構成される。捜査及び没収を行う。設立当初から非常に活発に活動している。

委員長には国内取引・消費経済大臣が就任した。継続して行われる強制捜査が功を奏し、海賊版や偽造の発生率が低下している。

##### (3) 知的財産権の保護

###### ア OPS TULEN

「OPS」は「operation」の略であり、「TULEN」は、「オリジナル」の意である。

2002年9月1日に開始した。企業及び最終消費者が海賊版ソフトウェアを取り締まるものである。

#### イ 偽造防止ラベル

光学ディスクにホログラム（「偽造防止ラベル」）を使用することを目的とする法律が制定された（2003年1月15日施行）。

その手続については、まず出願者は、著作権者又はラベル使用の出願について著作権者の同意を得た者でなければならない。出願は、所定の用紙を用いて行い、かつ著作物の著作権者であることに関する有効な書類を添付しなければならない。書類とは、著作権の一応の証明となる宣誓供述書若しくは法定の申告書をいう。ラベルは、必要に応じて、リールの形でもシートの形でもよい。出願は国内取引消費者行政省（MDTCA）に対して行う。

この「偽造防止ラベル」は、以下の点で、効果的である。

- ・映画、音楽、音声録音及び文学作品の著作権侵害及び偽造が横行している現実に対処する。
- ・消費者がオリジナル製品と模造品を区別できるようにして、消費者を保護する。
- ・職務中及び裁判に証拠を提出する際の強制執行官の作業を容易にする。

#### ウ 著作権法（1987年）の下での保護

[1987年から2001年まで]

申立件数 7,055

訴訟件数 6,016

製品の値段 9,310万リング（2,500万USドル）

#### エ その他の様々な法令の下での保護

[1999年から2002年3月まで]

査察／強制捜査 45,241

商品表示法 1,743

価格ラベル 8,977

政府機関のその他の法 614

映画（検閲）法 749

光学ディスク法 5

没収された製品 1億2,210万リング（3,500万USドル）

## 9 結論

TRIPS 協定は、社会的経済的背景に関連して国家間に違いがあることを認めている（TRIPS 協定第7条 加盟国は、社会的及び経済的福祉並びに権利と義務との均衡に資するような方法で、知的財産権の保護とエンフォースメントを実現することができる。）。

TRIPS 協定の成果として、ASEAN 諸国間には既に高度なハーモナイゼーションが実現している。地域的ハーモナイゼーションのためには、ASEAN 加盟国すべての協力が必要

である。

ASEAN に共通の基準を作ろうという動きが少しずつ具体化している。

マレーシアは幾度かイニシアティブを取ってきたが、一国の力だけでは地域的ハーモナイゼーションは実現しない。その実現のためには協力が必要であり、全 ASEAN 加盟国と力を合わせて、共通の目標を達成したいと願っている。

(補足説明)

目下、海賊版は非常に金のかかる問題の1つである。光学ディスク法2000の目的は、光学ディスクの製造者全員にライセンスを与え、身元と所在地を知ることにある。ライセンスを付与された製造者は、午前8時から午後8時まで操業し、午後10時から午前4時まではライセンスを受けていない海賊版製造業者に工場を貸す。そこで、政府の次なる作戦は、CDに製造者コードを入れることだった。すると、海賊版製造業者は、製造者コードを刻印する機械を発明した。今度は、DNA鑑定に使用される高性能の機械。CDの音源、製造工場及び使用された機械まで分かる。これは現在開発中である。海賊版は非常に進歩している。テクノロジーの進歩が海賊版をはびこらせている。ビジネス・ソフトウェア・アライアンス、映画協会、及びエンターテイメント・ソフトウェア・アライアンスは、この問題を深刻に受け止めている。

彼らは違法CDをマレーシアから公海上へ移動させる。我々としては、マレーシアの領海でしか対処できない。皮肉にも海賊版は、その名の由来である海に戻り、船に乗るというわけだ。製造工場は、まさに公海上の船ということになる。我々はどうすればいいのか。国連に救済を求めざるを得ないのか。この問題は国際的に議論されるべきである。

報告で私が強調したかったことは、

1. 最近論争的になっている問題。効果的なエンフォースメントという、国内問題にとどまらない、国際的な問題。
2. 水際規制の問題。

捜索押収の現状、そして様々な立法措置による偽造品対策の有効性に関する統計を検討した。しかし、問題を解決するために必要なのは、立法（インフラストラクチャー）やエンフォースメントではなく、教育である。規制を行なう者、審査にかかわる者も含めて、すべての人に訓練が必要である。知的財産権に関する犯罪は、新しいIT時代が到来したため、従来のものとは異なっている。教育は特に税関に対して必要である。水際規制が大変重要となる。従来から税関にとって重要なことが2つあった。1つは密輸品、薬物、及び違法な物品であり、もう1つは関税の徴収である。模造品は、取引や一般市民に害を及ぼさないから、税関は関心を持たない。これが伝統的な考え方だ。この考えを教育によって変えていかなくてはならない。

## 2001年 IPOS（シンガポール知的財産管轄庁）設立による実務界の変革

ハク・アンド・セルバム法律事務所パートナー弁護士 ムルギアナ・ハク\*4

(発表内容)

### 1 はじめに

IPOS（シンガポール知的財産管轄庁）は実務界に影響を与えているが、今回は、特に私法実務に関して述べる。

### 2 背景

10年前、知的財産権は理論上のあいまいな対象とみなされていた。

今日において、知的財産権はビジネスに不可欠なツールである。

知識経済における競争は、物的財産ではなく、知的財産に基づいている。

### 3 国内情勢

シンガポールでは、知的財産権の重要性が増している。企業は、新しいプロセスや製品開発能力を競っている。一般市民は、日常生活に知的財産権の与える影響を認識している。

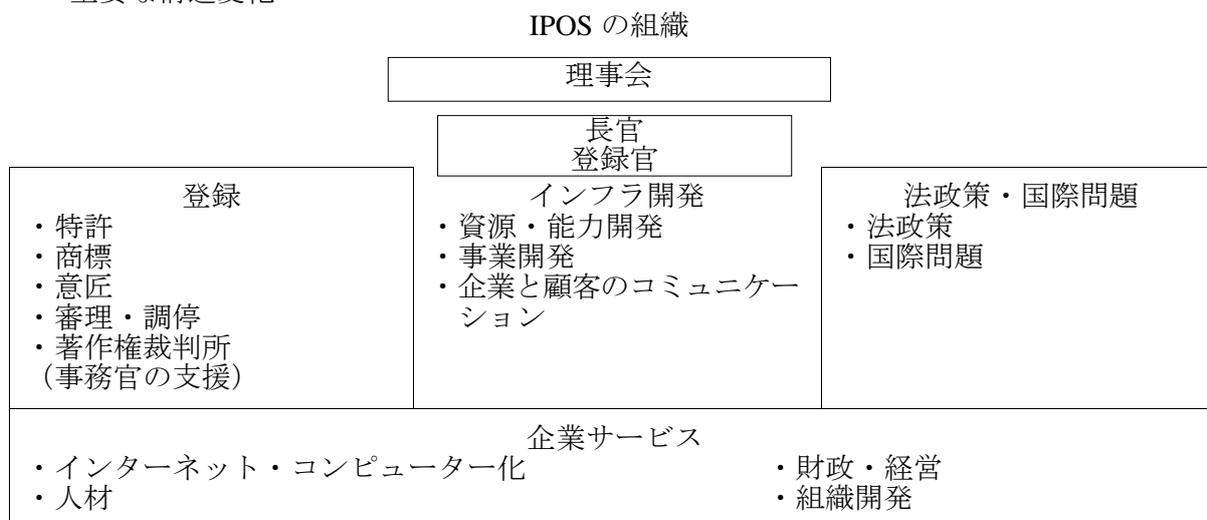
(例：子供が偽造品に気付いている)。シンガポールは、強固な技術基盤、インフラ、効率的な法的枠組みを活用して、強固で良好な知的財産権のインフラを構築している。

### 4 特許庁 (IPOS) の組織

上記3のような発展の原動力こそが、特許庁 (IPOS) である。

IPOS は、法定の機関として、2001年4月に設立された。1937年から2000年までは、商標特許登録部として知られていた。2000年に意匠登録部が設立され、著作権裁判事務局が発足し、2001年にIPOSが設立された。IPOSの組織については、以下のとおり。

#### ・ 主要な構造変化



\*4 1971年弁護士登録, Drew & Napier 弁護士事務所所属, 1997年 Haq & Namazie Partnership を設立して独立, 2001年元高裁裁判官 Govinda P. Selvam 氏と現在の事務所設立, シンガポール法律家協会知財コミッティー議長

IPOS では、理事会が政策を決定する。そして主要な4つの部がある。

IPOS の規制機能は拡大され、以下のことも含まれている。

- ・政策開発
- ・法改革
- ・公共教育
- ・知的財産権イニシアティブの円滑な行使

また、IPOS は、以下の法律を執行する。

- ・商標法 (Cap. 332)
- ・地理的表示法 (Cap. 117B)
- ・特許法 (Cap. 221)
- ・意匠法 (Cap. 266)
- ・著作権法 (Cap. 63)
- ・集積回路レイアウト設計法 (Cap. 159A)

人的要素での目立った変化としては、IPOS が、公務員特有の理屈と発想を捨てたこと、産業中心の姿勢、形式的でなくなったこと、利用のしやすさ、そして、前向きな姿勢が挙げられ、内的変化としては、職員の増員（50人以下から約160人へ）、内部での訓練とオリエンテーションの増加、職員のやる気、存在感、説明責任、責任の増大、士気の高揚とイメージの向上が挙げられる。

国際的な側面の強化としては、法政策・国際業務課の開設があり、知的財産権の変革と立法に関して政府に助言を行い、新法の制定と施行に責任を負い、様々な自由貿易交渉で、知的財産権に関する事項の交渉責任者となり（アメリカ合衆国、一部のヨーロッパ諸国、オーストラリア、日本との交渉）、他の政府機関との緊密な連携があり、世界知的所有権機関（WIPO）の様々な委員会やASEAN委員会でIPOSを代表している。

IPOS と緊密な協力関係にあるのは、政府機関では、経済開発局、通商産業省、法務省（法政策について責任を負う）、インターナショナル・エンタープライズ・シンガポール、情報技術（IT）問題に関する、情報通信開発庁（IDA）、シンガポール規格生産性革新庁（SPRING）（特許及び知的財産権に関連する発明を取り扱う）、知的財産権学会（IP Academy）があり、プライベートセクターでは、専門組織としては、アジア弁理士協会（APAA）シンガポールグループ、シンガポール法律協会、特許事務所連合／Association of Patent Agent（ASPA）、シンガポールライセンス協会（LES）、国際工業所有権代理人連盟（FICPI）、ASEAN 情報処理振興事業協会（IPA）、国際商標協会（INTA）があり、商業機関としては、様々な商工会議所、最大の商工会議所である中国商工会議所があり、第三次組織としては、数多くの大学があり、研究機関とも協力関係にある。

Eメールによる商標出願、商標更新、特許更新、特許出願（2003年）を導入している。

検索については、コンピューターを利用した商標データベース、特許検索用の知的財産情報検索（Surf IP、つまり、中国の同時翻訳つき特許データベースなどの国際的なデータ

ベース)、知的財産情報検索 (Surf IP) 市場 (技術の交換と知的財産権の取引。つまり、技術情報を流すと、ある種類の技術を求めている者は、ウェブサイト上でそれに対する興味を表明することができる。) といったシステムがある。

利点としては、以下のような点が挙げられる。

- ・知的財産権の実務家はオンラインで出願できる。
- ・知的財産権の実務家は、他のデータベースへのリンクが可能な知的財産情報検索 (Surf IP) を利用して、オンラインで特許検索ができる。
- ・最初の設備投資には費用がかかるが、長期的に見ればコスト削減につながる。
- ・付加価値のある仕事に時間を費やすことができるので、今まで以上に付加価値のあるサービスを顧客に提供できる。

知的財産権に資する環境づくりとして、IPOS は三方面からのアプローチをしている。

- ・知的財産権に対する一般市民の認識を深める。
- ・知的財産権に関する教育を積極的に行う。
- ・知的財産権の開発を容易にする。

## 5 一般市民の認識

知的財産権を使用する時代から知的財産権を所有する時代へと移行するには、文化及び思考様式の変化が求められる。

この目標達成のため、IPOS は以下のような多くのプロジェクトを創設し、実現した。

- (i) 毎年11月は知的財産権月間とする。この期間中、知的財産権に関連する、一般市民参加型の活動を行う。
- (ii) 産業その他の機関への巡回活動。
- (iii) 学校でのキャンペーン。
- (iv) ソフトウェアの海賊版に関する啓蒙キャンペーン。
- (v) 人的・知的財産権 (HIP) 同盟 —— 業界人も多数参加。

## 6 知的財産権に関する教育

以下のような活動を行ってきた。

- ・知的財産権教育・情報資源センター (IPERC) の創設
- ・「EQU —— 知的財産権」ネットワーク (大学、業界、公的機関の専門家のネットワーク)

その目的は、知的財産権に関する教育と訓練を必要とする分野を研究し、様々なセクターでの知的財産権に関する教育と訓練をどのように改良するかについて検討を行うことにある。分野を特定し、プログラムについて勧告する。

- ・「知的財産権 —— CEP」(「創造」, 「開発」, 「保護」の頭文字) プログラム  
知的財産権の創造, 開発, 保護を奨励。
- ・知的財産権相談所 (プライベートセクターの専門家グループ)

このプライベートセクターでは、自発的に参加した一般市民と専門家による議論から、知的財産権関連の問題について指針を示し、アドバイスをを行う。

ワークショップ、セミナーを実施。

- ・ 出版事業
- ・ 学校のための福祉計画

子供が知的財産権について学習し、質問することができる CD-ROM とウェブサイトを用意している。

## 7 人材開発

2001年の特許（特許代理人）規則により、特許代理人試験を行い、シンガポールで特許事務を扱う特許代理人の登録と免許付与が行われる。知的財産権学会（IP Academy）が2002年1月開始した。訓練の種類と範囲に関して、IPOS が積極的に協力する予定である。

## 8 IPOS のイニシアティブが知的財産権の実務に与える影響

IPOS のイニシアティブにより、適切な訓練を受けた専門家がシンガポールにおいて実務を行うことを保証しており、専門家が、実務、立法及び開発に決して遅れをとらないようにしている（国内及び国際的見地から）。また、シンガポールが新しい経済からの挑戦に対応できるように、知的財産権に関する豊富な人材を確保している。知的財産権の実務家は、技術開発の最先端におり、知的財産権の実務家は「成長産業」に関与することによって、さらなるチャンスを手にする。

知的財産権の実務のためのインフラの変化としては、設備投資及び電子技術導入への投資、人材育成へのさらなる投資、顧客の期待にこたえる品質とスピード、国内的及び国際的に、知的財産権の発展に関与することがある。IPOS との速やかな話合いのためには、問題に関して最新情報を熟知しておく必要がある。また上手に時間を管理する必要がある。

知的財産権の利用が増加した結果、知的財産権の専門的サービスの利用が増加した。

## 9 グローバル化政策

シンガポールがグローバル化を声高に主張することには、知的財産権の実務家は海外に行き、必要な知識を身に付けることに投資する覚悟を持たなければならないという意味が込められている。知的財産権の中心地としてシンガポールを売り込むためには、同国の実務家はその地域の知的財産に関する法とシステムについての知識を持たなければならない。知的財産権の管理及び監査の重要性が増しつつあるということは、産業の他の分野や専門家とのさらなる交流が求められているということである。

## 10 結論

以上述べたように、シンガポールでは、「成長産業」である知的財産権の実務家が注目を集めている。知識経済についても検討する必要がある。商標や特許の出願といった従来の職務について考えるのではなく、新しい分野の職務について考えなければならない。そして、会計士やエンジニアのような他の専門家との協力体制が求められている。また、国内だけではなく、シンガポール以外の国々でも、この問題に取り組むための新たな手段を模索する必要がある。

(補足説明)

シンガポールに特有の手続。これは刑事訴訟手続に関係する、自助システムである。一例を挙げよう。例えばあなたが知的財産所有者又はその権限ある代理人で、権利侵害を行った者に対して刑事訴訟を提起したいと思っているとしよう。その場合、遵守しなければならない手続がある。まずは、証拠を収集しなければならない。それから警察の私的所有権部に出向き、家宅捜索を行いたいのと同行してくれるように交渉する。裁判所から捜索令状が発布された時点で家宅捜索を行うための準備作業だ。裁判所に証拠を提示して、裁判官に侵害行為があったことを納得させるために、本物と違反製品の類似性を立証する。これがうまく立証されれば捜索令状が発布される。捜索令状は48時間以内に執行しなければならない。そこで、48時間以内に、警察の知的所有権部へ出向き、家宅捜索に同行してもらおう。この際、警察は何もせず、何も押収しない。ただ黙って見ているだけである。あなたの弁護士が権利侵害を行った者に権利告知をする。告知すべき重要な情報は、家宅捜索に異議がある場合、24時間以内に令状を発布した裁判所へ異議申立てができるということである。それを望まない場合、家宅捜索を行い、製品を押収する。しかし、あなた若しくはあなたの弁護士に、製品を保管することはできない。押収品を適切かつ安全に保管・管理するための場所を確保し、その場所の鍵を警察に渡さなければならない。ところが、これで自助手続が終わったわけではない。権利侵害を行った者を訴追する場合、国はあなたに代わってこの者を訴追してくれるわけではない。あなたは弁護士を雇い、その弁護士が本件事件について検察官としての役割を果たすことについての特別許可を司法長官に申請する。この許可は6か月間有効である。6か月以内に権利を侵害した者に対して訴訟を提起しなくてはならない。さらに、その間に審理を終了する必要がある。もしも終了することができなかつた場合、あなたの弁護士は、十分に説得力のある理由を示して、延長を申請する。以上が、シンガポールで自助システムと呼ばれているシステムである。

利点としては、警察の負担が少ないことと、財政負担も少ないことが挙げられる。なぜならあなたとあなたの弁護士が事件の捜索から裁判までを行うからである。時間については、最初から最後まで抑制と均衡が保たれており、遅滞は許されない。

第二の利点は、訴追者の教育に関連する。知的財産権の事件では、あなたの担当弁護士が国家からの特別許可を得て訴追を行う。つまり、知的財産権の事件において検察官を教育する必要性が少なくなる。

第三に、ASEAN が直面する重要な問題は、事件が裁判に持ち込まれた場合、各国におけるエンフォースメントの成功率が低いことである。この低い成功率は、各国に対する批判材料とされるものの、効果的なエンフォースメントの実現までには至っていない。その原因の一つは、家宅捜索が済んでしまうと、知的財産権者は興味を失ってしまうことにある。事件が裁判に持ち込まれると、証拠が必要となり、知的財産権者はこの問題に精通していない代理人を立てることがよくある。検察官はしばしばこの問題に直面する。この点について、シンガポールでは、賛否両論がある。もし知的財産権者が興味を持続できれば、成功率は格段に高くなるだろう。民事罰は非常に厳しい。知的財産権者が年に一回でも裁

判に訴えただけで、たちまち海賊版は市場に出回らなくなる。有罪が宣告された場合の最高刑が極めて厳しいからだ。以上、刑事訴訟手続における知的財産権のエンフォースメントの現状について述べた。



(平成15年1月30日 アジア知的財産権法制シンポジウム)

## フィリピンにおける知的財産権の実務界に見られる近頃の変革

シニア・パートナー弁護士・弁理士 アロンゾ・アンテェッタ\*5

### (発表内容)

1998年、フィリピンは知的財産法という新法を制定した。この法律は、従来から存在した、典型的なアメリカ式の知的財産権に関する法を一つにまとめたものである。そのため、非常に大きな変化が生じた。

例えば、特許制度では先発明主義に代わって先願主義を採用した。公的な罰則も増えた。

### 商標法

使用を商標出願の要件としないこととした。代わって、使用意図を有する書面を提出することにより登録出願ができるという制度を採用した。この場合も、罰則を増やし、用語の修正を行った。

### その他の変化

他の ASEAN 諸国と同様に、周知商標の保護を強化した。周知商標の保護を、類似製品及び類似サービスにまで広げた。例えば、ロレックスの場合、私はロレックスの商標を使用する者を相手取って訴訟を提起している。この事件は現在係争中であり、判決はまだ出ていない。

### フィリピン知的財産法 (IPC)

1998年1月1日、フィリピン知的財産法 [共和国法第8293] が施行された。この法律は、旧特許法 [共和国法第165修正]、旧商標法 [共和国法第166修正]、及び旧著作権法 [大統領布告49号修正] の3つの法律を1つの法典にまとめたもので、フィリピンの知的財産制度に大きな変化をもたらした。

その後、フィリピン政府が調印した条約、協定及び合意、判決、回覧文書及び行政命令に、幾つかの大きな進展が見られた。この進展について議論する前に、知的財産法がもたらした変化について十分に理解しておく必要がある。

\*5 1953年マニラ大学卒業 (大優秀賞), 1957年法学士 (優秀賞), 2000-2001年フィリピン弁護士会会長, 2000-2003年アジア弁理士協会上級副会長, 2000-2001年フィリピン・ライセンス協会 (LESI) 会長, 1991-1994・1997-2000年アジア弁理士協会副会長

知的財産法にみられる主な変化

知的財産法	共和国法第165（特許法）
<p>1. 先願主義</p> <p>2. 出願から20年間 更新がなければ7年間</p> <p>共和国法第165に同じ</p> <p>3. 請求に基づく審査（審査の有無は自由）</p> <p>4. 出願日若しくは優先日から18か月後に公告</p> <p>5. 対応罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 100,000フィリピンペソ以上, 300,000フィリピンペソ以下 及び／又は、6か月以上3年以下</li> <li>○ 時効：3年</li> </ul>	<p>1. 先発明主義</p> <p>2. 発明——特許付与から17年間 実用新案——5年間。さらに2回の更新が可能で、更新は1回につき5年間 工業意匠——5年間。さらに2回の更新が可能で、更新は1回につき5年間</p> <p>3. 異議手続はなし——強制的審査</p> <p>4. 付与後に抗告</p> <p>5. 反復侵害に対する罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10,000フィリピンペソ 及び／又は、5年</li> <li>○ 時効：2年</li> </ul>
知的財産法	共和国法第166（商標法）
<p>1. 出願の要件から「使用」を削除</p> <p>2. 10年間 更に10年間更新可能</p> <p>3. 出願から3年以内に使用証明。 5年目からは1年以内に使用の宣誓 供述書が必要。</p> <p>4. 副登録簿の削除</p> <p>5. 新しい罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 50,000フィリピンペソ以上 200,000フィリピンペソ以下</li> <li>○ 2年以上5年以下</li> </ul>	<p>1. 現地での出願前に、現実に「使用」されていなければならない。 出願が外国登録に基づく場合、「使用」は要件とされない。</p> <p>2. 20年間 更に20年間更新可能</p> <p>3. 5年目、10年目、15年目に使用／不使用の宣誓供述書が必要</p> <p>4. 副登録簿について規定</p> <p>5. 侵害、不正競争、オリジナルの虚偽名称、虚偽表示若しくは説明に対する罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 500フィリピンペソ以上 2,000フィリピンペソ以下</li> <li>○ 6か月以上3年4か月以下</li> </ul>

知的財産法がもたらした最大の変化は以下のとおりである。

1. 国際的に周知の外国の商標及び商号は、フィリピン国内で登録されていない場合でも保護の対象となる。第123条1(e)項は、特に商標は以下の場合には登録できないと特に規定している。

「(e)項 フィリピンの権限ある機関が、国際的にもフィリピン国内——ただし、同国における登録の有無は問わない——でも、商標が登録出願者以外の者に属するものとして既にフィリピンで登録されているか否かにかかわらず、当該商標が、国際的及びフィリピン国内で周知であるとフィリピンの正当な職権によって認められた商標の翻訳と同一であるか、紛らわしいほど類似しているか、又はこれを構成している場合で、かつ同一あるいは類似している製品又はサービスに使用されている場合。ただし、当該商標が周知であるか否かの決定には、商標の宣伝の結果得られたフィリピン国内の知識を含め、一般市民全体の知識ではなく、一般市民の関連セクターの知識を考慮するものとし、それら知識には、商標の宣伝の結果得られたフィリピン国内での知識を含めるものとする。」

商号に関しては知的財産法第165条、第165条第1項及び第165条第2項(a)項並びに(b)項が以下のように明確に規定している。

「第165条 商号又はビジネスネーム——第165条第1項

名前若しくは名称の性質又はその利用され得る方法が原因で、当該名前若しくは名称が公共の秩序や道徳に反し、特に当該名前若しくは名称が示す事業の性質に関して、取引団体や一般市民を欺きやすい場合は、当該名前あるいは名称は商号として使用してはならない。

第165条第2(a)項 商号を登録する義務を規定する法律又は規則にかかわらず、商号は、登録前であっても又は登録されていない場合であっても、当該商号は第三者による違法行為に対して保護されなければならないものとする。

(b)項 商号、商標、又は団体商標のいずれに使用されているかにかかわらず、特に商標としての使用かを問わず、第三者による当該商号のその後の継続的使用若しくは類似の商号又は商標の継続的使用で、一般市民の誤解を招くおそれがあるような場合は、特に違法とみなされるものとする。」

2. 登録済み周知商標が保護される範囲を、類似していない製品若しくはサービスにまで拡大した。ただし、商標の使用法が、登録者の製品若しくはサービスと関連があるとの印象を与え、かつ登録者の利益を損なうおそれがある場合に限られる。類似していない製品あるいはサービスに対して登録周知商標の保護される範囲を拡張。知的財産法第123条第1(f)項は、以下の場合に商標は登録できないと特に規定している。

「(f)項 登録出願された商標に関する製品あるいはサービス自体は、前項に従ってフィリピン国内で登録され周知であると認められた商標に関する製品あるいはサービスと類似していないが、その商標が、同一であるか、紛らわしいほど類似しているか又はその翻訳を含んでいる場合。ただし、当該製品あるいはサービスに係る商標の使

用法が、登録商標が対象とするこれら製品あるいはサービスと所有者との間に関連があるとの印象を与える場合に限られる。さらに、当該使用法によって登録商標の所有者の利益が損なわれるおそれがある場合に限られる。」

3. 一般に、商標や商号の登録が保護される範囲は明らかに拡張し、関連の製品やサービスにまで及んでいる。実際、当該商標又は商号が周知である場合、その保護は、登録によって保護されている製品やサービスに類似しない製品やサービスにまで及ぶ。この点を強調するため、知的財産法の重要な条項規定を以下に引用する。

「第138条 「登録証」 商標の登録証は、以下のものの有効性を示す明らかな証拠でなければならない。すなわち、登録、及び商標所有者たる登録者の地位の有効性並びに登録者の商標の有効性、登録者が、登録証に明記されている関連の製品やサービス及び商標に関連のある製品又はサービスについて同じ商標を使用することのできる登録者の排他的権利の一応の証明になるものとする。(共和国法第165 第20条)」

第147条 付与される権利——第147条第1項 登録商標権者は、第三者が商標権者の同意なくして、取引中に、混同を招くおそれがあるような使用方法で、登録商標が使用される製品又はサービスと同一であるか類似している製品又はサービスに対し、同一であるか類似している記号又は容器を使用することを防ぐ排他的権利を有する。同一の製品又はサービスに対して同一の記号が使用された場合は、混同の可能性有りとは推定される。

第147条第2項 フィリピン国内で登録された第123条第1(e)項において定義され、かつフィリピン国内で登録された周知商標の所有者としての排他的権利は、登録商標が対象とする製品又はサービスに類似しない製品やサービスにまで及ぶものとする。ただし、製品あるいはサービスに関連した商標の使用法が、登録商標が対象とする当該製品あるいはサービス及び登録商標権者と関連があるとの印象を与える場合に限られる。さらに、当該使用法により、登録商標権者の利益を損なうおそれがある場合に限られる。

4. 旧商標法とは異なり、新しい知的財産法は販売の準備行為をも侵害行為とみなすと明示的に規定している。知的財産法第155条第1項の規定によれば、以下の場合、登録商標権者の同意がなければ民事訴訟で侵害の責任を負わなければならないと規定している。

「商業活動において、商品又は役務の販売、販売の申込み、頒布若しくは宣伝広告（その他商品又は役務の販売を実行するために必要な準備的行為を含む）に関し、その商品若しくは役務上に、それを使用することが混乱、誤解、又は錯誤を生じさせるおそれのある状態で、登録商標又は同一の包装若しくは主要特徴点（dominant feature）の複製、偽造、複写、若しくは模倣を使用した場合。」

## 特 許

### 立法 フィリピン植物品種保護法2002

2002年5月30日、フィリピンの議会は、フィリピン植物品種保護法として知られる共和国法第9168を制定した。当該法律は、2002年7月19日に施行され、新種の植物を産出し、発見し、改良した者の知的財産権を保護するもので、国立植物品種保護委員会を創設し、新種の植物を育て、発見し、改良した者に植物品種保護証を付与し、その者の知的財産権を保護するものである。そのため権限を有する国立植物品種保護局を創設した。当該権利の付与については、先出願主義を採用している。植物品種保護証の保有者は、植物品種の繁殖材料と採取材料の生産又は再生産、繁殖のための条件付け、販売又はその外の市場取引の申出、輸出入、保管の権限を有する。樹木とつる植物の保護期間は25年とし、その他の種類の植物については20年間とする。

### 条約 PCT（特許協力条約）

2001年8月17日、フィリピンはPCT（特許協力条約）に加盟した。2001年10月22日、PCT出願に関するフィリピンルールが発効し、このルールが、特許協力条約の条項規定、PCT規則及びPCT実施細則を補足している。

PCT第1章あるいは又は第2章に基づいてフィリピンを指定又は選定した国際出願は、優先日から30か月以内にフィリピンの国内段階に移行しなければならない（局命令番号第13号、2002年4月1日）。30か月の期間は、延長料を支払って1か月間の延長が可能であるが、延長料を支払わなければならない。

PCTに関するフィリピンルールによれば、出願者はフィリピンの知的財産管轄局庁に以下の書類のうちのいずれかを提出した時点で、国際出願はフィリピン国内段階に「参入」したものとされる。

- i. 国際出願書を英語に翻訳したもの（英語以外の言語で出願された場合）  
若しくは
- ii. 国際出願書の写し（出願が英語で行なわれ、かつ出願者が用紙PCT/IB/308を受け取っていない場合）
- iii. 特定の国際出願がフィリピン国内段階に「参入」している旨を、出願者が知的財産管轄局庁に書面により通知する（出願が英語で行なわれ、かつ出願者が用紙PCT/IB/308を受け取っている場合）

知的財産管轄局庁が出願手続を開始するためには、フィリピンの国内段階に移行した時点で、以下の書類（英語）を提出しなければならない。

- (a) フィリピン国内段階参入用紙（用紙PCT/IPO/101）
- (b) PCT請願用紙の写し（用紙PCT/RO/101）
- (c) 出願した明細書（発明の名称を含む）
- (d) 出願した申立
- (e) 要約

- (f) 図面がある場合はその図面
- (g) 準拠法である PCT 第 19 条に基づく申立の修正（ただし、これに当てはまる場合に限られる）及びその補正書
- (h) 準拠法である国際予備審査報告書の附属書類に含まれている、PCT 第 34 条に基づく国際予備審査報告書の附属書類中の明細書、申立、図面の補正書（ただし、これに当てはまる場合に限られる。）。

## 商 標

### フィリピン最高裁判所判決

1. 2001年6月21日の「シャングリラ・インターナショナル・ホテル・マネジメント株式会社、シャングリラ・プロパティーズ株式会社、マカティ・シャングリラ・ホテル・アンド・リゾート株式会社、クオク・フィリピン・プロパティーズ株式会社対控訴裁判所事件（(G.R. No.11580) とデベロパーズ・グループ・オブ・カンパニーズ会社対控訴裁判所事件（G.R. No.114802）」との併合事件判決において、最高裁判所は、一方の当事者が BPTTT（特許・商標・技術譲渡局。現在の知的財産管轄局庁法務部法律事務局）に商標取消を求めて複数当事者事件を提起した場合、相手方当事者は同一の登録商標に関する継続的侵害行為に関して通常裁判所に訴訟を提起することができなくなるか否かという論点に関して判示した。

判決によれば、シャングリラ・グループが「シャングリラ」の商標と「S」の図案及びロゴの取消を求めて BPTTT に複数当事者事件を先に提起しても、登録商標権者であるデベロパーズ・グループによる侵害訴訟を後から阻止することはできない。なぜなら、侵害訴訟の根拠となっている登録証番号31904は、BPTTT あるいは侵害訴訟を審理する裁判所による取消しが行われない限り、依然として有効であるからである。BPTTT がデベロパーズ・グループのために発行した登録証は、依然としてそれ自体が、「登録並びに商標又は商号の所有者たる登録者の地位の有効性、及び登録証に明記されている製品やビジネス又はサービスとの関連で同じ商標を使用することのできる登録者の排他的権利の一応の証明」なのである。最高裁判所は、登録証がまだ存在している以上、デベロパーズ・グループはその侵害に関する重複する侵害訴訟を提起し、権利を侵害するいかなる者からも損害の賠償を受けることができると判断した。さらに同裁判所は、BPTTT に提示された争点は、裁判所に提示された争点とは異なると判示した。なぜなら、BPTTT に提示された争点は、デベロパーズ・グループが登録した商標は、シャングリラ・グループが提示した根拠を考慮して取り消されるか否かということである。他方、裁判所に提示された論点とは、シャングリラ・グループがデベロパーズ・グループの権利を侵害したか否かということだからである。

2. 2002年4月4日のソシエテ・デ・プロデュイ・ネスレ会社、ネスレ・フィリピン対控訴裁判所、CFC 法人コーポレーション事件事件（G.R. No.112012）の判決において、最高裁判所が知的財産法の実務家に注意を喚起したのは、フィリピンにおける商標侵害

事件では、特に適切な場合のみ適用されること、及びある商標が別の商標に紛らわしいほど類似しているか、その模倣であるかを判断する際に、裁判所が従うべき一定のルールは存在しないということであった。したがって、混同される可能性とは相対的な概念であって、紛らわしさとは各事件に固有の事実に従って判断されるべきものであり、したがって、各事件の相対的な概念なので、各事件は、その事件のそれぞれの理非曲直に照らして下されなければならない。さらに最高裁判所は、競合する2つの商標が類似しているかどうか、さらに混同されるおそれがあるかどうかの判断基準とされる2つの基準、すなわち紛らわしいか否かを決定するのに使用される優位性の基準テストと全体論的テストの2つのテストについて詳述した。知的財産法を専門とする実務家のための指針として、最高裁判所は、全体論的基準とは、大雑把に言えば、2つの商標の視覚的比較によるものであり、他方、優位性の基準は視覚的比較だけではなく、2つの商標両者の聴覚的、内包的比較及び全体の印象にも依存するものであると判示した。

最高裁判所に争点を提示するに当たって、上記控訴裁判所は、**FLAVOR MASTER** という商標が **MASTER ROAST** 及び **MASTER BLEND** という商標の模倣であるかということに争点を絞った。ネスレ及びネスレ・フィリピンに有利な判決を下すにあたって、最高裁判所は、控訴審の理由付けを支持するためには、商標全体に基づいて競合する商標に関する判断を行わなければならないが、商標事件において、混同のおそれがあるかどうかの判断は相対的な概念で、この点が争われる事件は、それ自体各事件に固有の事実に基づいて判断されるべきであると判示した。本件において、最高裁判所がネスレ及びネスレ・フィリピンに有利な判決を下す根拠となった事実は、コーヒーは比較的安価な製品であり、通常、購買者は、控訴裁判所がその判決の根拠とした当該競合商標の非類似性には気付かないということであった。

知的財産管轄局庁（IPO）の命令、覚書及び通達

1. 2002年5月28日付局庁命令第39（2002年度）は、商標登録手続の合理化のため、知的財産法の商標規則第23条及び第608条を修正した。現在の商標規則第23条は、商標出願者は、知的財産局からの通知がなくても、フィリピン国内での出願日から3か月以内に、以下の書類の真正な謄本の英訳を提出しなければならないと規定する。ただし、知的財産管轄局が通知を行う必要はない。

- a. 出願日の記載のある外国出願書
- b. 出願日の記載のある外国登録書

現在の放棄に関する商標規則第608条によれば、審査官が商標の一部が登録不可能で放棄しなくてはならないと審査官が判断した場合、当該審査官は、訴訟用書類を用いてその審査結果を出願者に伝えなければならない。その結果、出願者が所定の期間内に返答しなければ、審査官の判断が最終の判断となり、これ以上の措置をせずに登録不能な対象は放棄されたものとする。

2. 2002年5月28日付局庁命令第40（2002年度）は、商標規則第3.6条6を

修正し、以下の点を明確にした。すなわち、副登録簿の廃止に鑑みて、2002年5月28日から知的財産法が発効するまでの間に行われる副登録簿への登録出願は、すべて知的財産法に基づいて審査されなければならない、また登録要件を満たさない出願は却下しなければならないということである。

さらに、知的財産法が発効以前に認められた副登録簿での出願登録証は、知的財産法が発効以前に以下の要件が発生していた場合にのみ発行できる。

- (a) 出願が当時の BPTTT（特許・商標・技術譲渡局）商標審査課課長によって認可及び承認されていること。
- (b) 登録証発行通知書が発行されていること。
- (c) 出願に必要な料金がすべて支払われていること。

登録は承認認可日から20年間有効で、更新はできない。

## 著作権

WIPO（世界知的所有権機関）の著作権条約（WTC）及びWIPO実演・レコード条約（WPPTC）

フィリピンは、2002年3月6日に発効したWIPO著作権条約及び2002年5月20日に発効したWIPO実演・レコード条約に関し、通知文書をWIPO総裁長官に寄託した。2002年10月4日以降、フィリピンはこの2つの条約に加盟している。

## フィリピン最高裁判所覚書通達

### 電子証拠に関する規則

1999年7月26日に制定され2000年6月20日に発効した電子取引法（共和国法第8792）の施行のため、フィリピン最高裁判所は、電子証拠に関する規則を公布した。本規則は、2001年8月1日に発効し、(a) 電子書類と若しくはデータメッセージの提示公表、(b) 音声、ビデオ及び電話による証拠、(c) 民事訴訟及び民事手続、準司法並びに行政事項に適用される。また本規則は、上記証拠の提出及び上記証拠の関連性について、フィリピンで確立されたその他の既存のフィリピンの手続を補足する。

本規則が定義するのは、非対称又は公共の暗号システム、電子データメッセージ、電子署名、デジタル署名、電子書類、電子情報及び電子通信システムの内容である。さらに、本規則は、電子証拠書類の認容要件、電子署名、デジタル署名及び電子書類の証明に関する規則、電子証拠書類の証拠としての性質と重要性及び必要な証明手続について規定している。

このような本規則の制定及び公布は、電子書類が関係する事件、とりわけ、情報通信技術メディアを利用して、侵害が発生したと主張されている著作権侵害事件において重要な意味をもっている。

## 意匠

集積回路（形態学的）レイアウト設計（トポグラフィー）配置意匠（形態学）規則

2000年8月30日に発効した共和国法第9150の補充と施行のため、知的財産管轄局庁は集積回路レイアウト設計（形態学的）配置意匠規則（局庁命令第19, 2002年度シリーズ）を公布した。本規則は2002年3月15日に発効した。

## 偽造防止

### I. フィリピン最高裁判所の通達／命令

#### 知的財産権侵害民事訴訟における搜索押収に関する規則（RSSCA）

2002年1月22日、最高裁判所は、行政事項第01-1-06-SCを公布し、知的財産権侵害民事訴訟における搜索押収に関する規則（RSSCA）を承認する行政事項第01-1-06-SCを公布した。

RSSCA 制定以前は、搜索押収に関する規則としては、刑事訴訟改正規則第126条及び1987年フィリピン憲法第12節第3条のみが優先的かつ唯一適用された。知的財産法下での知的財産権侵害（すなわち商標侵害、不正競争、原産地の虚偽表示及び、虚偽説明又は表示等）に関する刑事訴追の前段階で、しばしば搜索押収が行われた。

RSSCA の承認に当たって、最高裁判所は以下のように明言した。すなわち、搜索押収の申請書は、侵害を防止し、対象とされる侵害に関する重要な証拠を保存するために、将来提起されるであろう、及び現在係争中の知的財産権侵害に関する民事訴訟のために提出されると明示した。

知的財産保有者及び所有者は、RSSCA の下では、搜索押収令状の発布を、指定された地方裁判所に一方的に申請することができ、その搜索押収令状に基づいて、知的財産保有者・所有者は、当該令状に記名された者に対し、自己の居住地に入ること、及び令状に明記されている書類や物品のすべてを搜索、検査、複写、写真撮影、音声録音あるいはビデオ撮影若しくは押収することを認めるよう命じる搜索押収令状の発布を、一方的に指定された地方裁判所に申請できる。申請者と質疑応答の形で申請者とその証言の審査を行い、納得が得られた場合、裁判所は搜索押収令状を発行できる。画期的なのは、RCCSA によって導入された革新は、裁判所による令状のエンフォースメントを監督する独立の委員（ただし、フィリピン弁護士会の会員でなければならない）を裁判所が指名することになった点である。さらに、令状には、令状の条項違反は裁判所侮辱罪に当たると警告を記載しなければならないとする。

しかし、以前の搜索押収に関する規則とは異なり、RSSCA の下では、申請者は、侵害容疑者への支払のために裁判所が決めた合理的な額の保証金を拠出しなければならない。当該保証金は、令状発布により侵害容疑者が被った損害に対する支払に充当される。

### II. フィリピン知的財産庁（IPO）

#### 知的財産権エンフォースメント

#### 知的財産庁の知的財産権エンフォースメント活動

大統領府の下部組織である知的財産権に関する省庁間連絡委員会（IAC-IPR）は、大

統領が発布した執行命令によって廃止された。プライベートセクターである利害関係者と保管機関と協同して、当時の IAC-IPR 旧知的財産権に関する省庁間連絡委員会が3日間の活動計画ワークショップを開催した後、2001年の最後の四半期10月から12月にかけて、戦略的活動計画が作成された。この活動の副産物として、知的財産庁は、知的財産権エンフォースメント活動 (IP-REAP) を創設し、2002年7月11日、知的財産庁は、以下の政府機関と私的団体からなる第一回 IP-REAP を開催した。参加した組織は以下のとおりである。

ビデオ規制委員会 (VRB)、国家通信委員会 ((NTC)、税関 (BOC)、フィリピン国家警察 (PNP)、司法省 (DOJ)、国家捜査局 (NBI)、フィリピン知的財産権協会 (IPAP)、著作権・商標不正使用対策委員会 (COMPACT)、フィリピンインターネット商取引協会 (PICS)、Asosasyon ng Musikong Pilipino 財団 (AMPF)、リーバイス・フィリピン、フィリピン電子産業協会 (EIAP)、フィリピンビデオ販売業者協会 (AVID Phils)、Quezon ケソン市商工会議所 (QCCC)、Davao ダバオ市商工会議所 (DCCCII)

IP-REAP は、知的財産権を国家建設のツールとして促進するために、エンフォースメント機関、知的財産権協会、そしてプライベートセクターの代表者の協力によって、国家建設のツールとして知的財産権を積極的に活用することを目的としている。

### III. 税関行政命令局

フィリピン知的財産法の施行

税関行政命令局命令第6-2002年

2002年9月23日、税関 (BOC) は、税関行政命令局命令第6-2002 (税関行政命令第602) を公布したが、そこには知的財産権の貿易関連の側面に関する協定第51条ないし第60条に関連して、税関が知的財産法を施行する際の規則及び法規が含まれており、更に現行の行政命令の水際規制である税関行政命令第7-93が修正されている。

税関行政命令第7-93と同様、税関行政命令第6-2002は、知的財産権を侵害する製品の輸入を禁止する現行の法律の意義を明らかにしようとし、フィリピンへの禁止商品の流入を防ぐための現行の手続の強化を目指している。さらに、行政上の具体的な指針を打ち出し、知的財産法が輸入を禁止している製品の処理及び破棄の促進のための具体的な行政指針を打ち出した。

その一方で、税関行政命令第7-93とは異なり、税関行政命令第6-2002は、適切な水際規制の実行によって保護する対象として、以下の種類の知的財産権を列挙している。

- (a) 著作権及び関連する権利
- (b) 商標及びサービス・マーク
- (c) 地理的表示
- (d) 発明特許、実用新案及び工業意匠

- (e) 集積回路レイアウト設計（形態学的）配置意匠
- (f) 非公開情報の保護

#### CAO（税関行政命令）6-2002に基づく輸入禁止

1. 知的財産法に基づいて知的財産管轄庁（IPO）に登録された商標若しくは商号を，登録者又はその正当な権限を有する代理人の許可若しくは同意なく，複製又は模倣したもの
2. 権限ある当局によって決定された周知商標を，所有者又はその正当な権限を有する代理人の許可若しくは同意なく，複製又は模倣したもの
3. 登録の有無にかかわらず，商標が掲載されている製品で，司法当局により不正競争を行っているものと認定されたもの。
4. 公表の有無にかかわらず，著作権が存在する著作物の海賊版又は類似品
5. 知的財産法に基づき正当な手続を経て特許を得た機械・商品・製品等の実質的な模倣品で，特許権者又はその正当な権限を有する代理人の許可若しくは同意のないもの
6. 他者の製品と輸入製品との提携，関係，若しくは関連について，混同，誤解，若しくは偽装を招くおそれがある虚偽の，又は紛らわしい説明，記号，あるいはラベルを使用したもの，又は性質，特徴，原産地について虚偽の表示をしているもの

返還の停止を求めることができる者

2つのカテゴリー／分類

- A. 税関に登録されている知的財産権，及び
  - B. 税関に登録されていない知的財産権
- 
- A. 税関に登録されている知的財産権

税関は，知的財産権登録簿を保管し，本命令の有効な履行及び執行のために税関が利用できる関連情報と共に，知的財産権所有者が自らの知的財産権を登録できるようにしなければならない。

知的財産保有者及び所有者，又はその代理人は，以下の必要事項の提出に際して，当該知的財産権（権利が複数の場合を含む）の対象となる製品の登録を，税関所長に出願することができる。

- (a) 出願者が登録を希望する知的財産権の合法的な所有者であることを証明する宣誓供述書，若しくは代表者又は代理人の場合，出願について知的財産保有者又は所有者から合法的に授権された者であることを証明し，かつ提出されたリスト中に人物若しくは他の法主体が記載されていれば，その者又はその法主体が，当該知的財産権の対象製品の輸入又は流通を行う権限を有するか否かを明記した宣誓供述書。ただし，いずれの宣誓供述書にも，本行政命令の税関による履行に資するようなサンプルがあれば，そのサンプルを添えるものとする。

(b) 必要書類

- i. 知的財産管轄庁に登録されている知的財産権の場合、同庁が発行した登録証明書の真正な謄本3通。
- ii. 知的財産管轄庁に登録されていない知的財産権の場合、知的財産権に対する申立に関する、裁判所若しくはその他の権限ある機関の判決又は決定の真正な謄本3通。
- iii. 著作権及び関連するその他の権利の場合、知的財産保有者／所有者又はその正当な権限を有する代理人が作成した宣誓供述書。ただし、以下の事項が記載されていなければならない。
  - －当該宣誓供述書に明記された日付の時点で、作品若しくはその他の内容について著作権が存在すること。
  - －当該宣誓供述書に明記された者が、当該著作権者であること。
  - －当該宣誓供述書に添付された作品や内容の複製が真正なものであること。

(c) 2,000フィリピンペソの登録料（1製品につき2,000ペソ。ただし、知的財産保有者／所有者1人につき20,000フィリピンペソを超えることはない）。

前述の必要書類は、知的財産保有者／所有者を特定し、税関職員が、知的財産権を侵害する製品を国境で効果的に監視し査察するために役立つ最低限の情報を、税関に提供することのみを目的とする。したがって、当該必要書類の提出の基本目的が達成される限りにおいて、状況が許せば、当該必要書類の条件を緩和することができる。知的財産保有者／所有者若しくはその代理人には、検査の日時と場所を通知しなければならない。

知的財産権及びその対象製品の登録は、登録の日から2年間有効であり、その後2年ごとに更新可能とする。

登録に基づき、税関は、自らが疑わしいと判断した輸入品を監視、及び査察し、法律に従って押収及び没収すべきであるかを決定するものとする。しかし、このような権限の行使は、警報若しくは停止命令が発令された時点で、現行の規則及び規定の適用を受け、かつその制限を受けなければならない。

B. 税関に登録されていない知的財産権

知的財産保有者／所有者、又はその正当に指名された代理人で、本命令第1節C.1に基づいて、当該規則によって保護されている知的財産権、若しくは製品を登録していない者は、第2節C.1からC.2までに列挙されている書類の提出にあたり、侵害製品を含む疑いのある輸入品について、税関所長、あるいはメトロ・マニラ郊外の通関手続港（外港）の場合は担当の地方収税官に対し、警報若しくは停止命令の発令を要求することができる。

税関所長、あるいはメトロ・マニラ郊外の通関手続港（外港）の場合は担当の地方収税官は、状況が許せば、警報若しくは停止命令を発令するものとする。検査は、当該知的財産保有者／所有者又はその正当な権限を有する代理人の立会いのもとで行われなければならない。そのため前述の者へは検査の場所及び日時を通知しなければならない。検

査の予定日時を通知された当該知的財産保有者／所有者又はその代理人が欠席しても、査察は行われ、適当な方法で、検査担当者は、税関所長又は場合によっては地方収税官に対して調査結果の報告と勧告を行うものとする。

#### 抜取り検査

税関は、輸出入に対する自らの警察機能の一環として、警報若しくは停止命令を発令した段階で、現行規則に基づき、自主的に製品／積荷の抜取り検査を行う権利を有する。

#### 知的財産部（IPU）の創設

知的財産権の保護とエンフォースメントのため、更に有効な水際での規制を実行する目的で、税関所長は知的財産権を管轄する恒久的な部局や部署の創設について作業計画を作成し、当該機関、提携、権能及び機能、必要なロジスティック及び支援、並びに定員を明らかにした上で、その計画を財務長官に提出するものとする。それまでの間、ここに税関所長は、暫定知的財産部を創設するものとする。なお、この組織は、以下の暫定的な権能を有する。

1. 知的財産権及びその対象製品（複数の場合を含む）の登録出願をすべて処理すること。
2. 税関所長に宛てて提出された警報若しくは停止命令の要請を受理すること。また外港の場合は、地方収税官に対して提出された同様の要請を記録すること。
3. 捜査を行うこと。また没収の場合は、適切な没収手続に従って知的財産権違反を訴追すること。
4. 知的財産権のエンフォースメントに関するデータを収集及び管理すること。並びに情報管理システムと技術グループとの協力によって、この目的のために設立される知的財産権データベースシステムを運用すること。
5. 知的財産権に関する税関活動全般を調整すること。
6. 人事管理部との協力によって、知的財産権の水際での規制のエンフォースメントについて適切な訓練計画を作成すること。
7. 知的財産管轄庁及びエンフォースメントの管理にかかわる他の政府機関との連絡役を果たすこと。

#### 知的財産権のリスクマネージメント及びデータベース支援システム

税関は、リスク評価プログラムを作成すると同時に、管理情報システムを創設し、国境及び通関手続港における知的財産権侵害製品の監視、発見及び水際での阻止のために、知的財産権法の効果的なエンフォースメントに関するデータを収集し、保管し、利用するものとする。またこの目的のために、知的財産庁、関連するその他の法執行機関、及びプライベートセクターとの適切な連携関係を築かなければならない。

## 手続条項

- A. 本行政命令第2条 C.1 [税関に登録されている知的財産権] に基づく、知的財産権及びその対象製品（複数の場合を含む）の登録手続
1. 出願者は、知的財産部（IPU）、あるいはそれがまだ設立されていない場合は、法務局へ提出するために所定の出願書を作成しなければならない。
  2. 出願書には前述の宣誓供述書を添付しなければならない。
  3. 出願者は登録料を支払わなければならない。
  4. 上記の要件が満たされている場合、知的財産部（IPU）、又はそれがまだ設立されていない場合は法務局が収税官全員に宛てた税関回覧文書に、登録したという事実を明記し、税関所長の署名を準備しなければならない。なお、その回覧文書には、登録製品の説明又はモデルを添えなければならない。
  5. 回覧文書を受領した後、担当の収税官は、当該知的財産権、及びその対象製品（複数の場合を含む）に関するデータを含む書類のコピー（複数の場合を含む）を現場の税関職員に配布し、これに従って輸入品の監視を行うよう指導しなければならない。
- B. 本行政命令第2条 C.2 [税関に登録されていない知的財産権] に基づいて、警報若しくは停止命令の発令を申請する手続
1. 当該知的財産保有者／所有者又はその代理人は、税関所長、又は外港の場合には地方収税官に対して、知的財産権を侵害する疑いのある製品への警報若しくは停止命令の発令を書面で申請するものとする。  
申請者は、すべての必要書類、自己の知的財産権及び当該知的財産権の対象製品（複数の場合を含む）に関連するその他の情報を添付しなければならない。
- C. 侵害の疑いのある製品に対する警報若しくは停止命令発令に関する指針
1. 信頼できる情報に基づいて、税関は自主的に、本行政命令第2条 C.1 [I 税関に登録されている知的財産権] に従い、侵害製品を含む疑いのある輸入品に対する警報若しくは停止命令を発令することができる。
  2. 警報若しくは停止命令は、本行政命令第2条 C.1 [I 税関に登録されている知的財産権] に基づく知的財産保有者及び所有者の申請によっても発令することができる。
  3. 本命令に基づいて警報若しくは停止命令が発令された物品は、当該警報若しくは停止命令の通知が受理されてから24時間以内に、知的財産保有者／所有者又は代理人及び荷受人、若しくはその正当な権限を有する代表者（複数も可）立会いのもと、担当税関検査官による検査を受けなければならない。
  4. 検査の結果、没収手続を行うに足る証拠が発見されない場合は、直ちに警報若しくは停止命令を解除し、通関手続を続行しなければならない。
  5. 没収手続を行うに足る明白な証拠が発見された場合、24時間以内に、積荷に対する没収及び留置令状の発行のため、収税官に事実を報告しなければならない。
- D. 知的財産権を侵害する製品の没収手続に関する特別規定
1. 物品没収後、収税官は、没収から休業日を除く5日以内に、請求者、没収物品の輸

入業者、若しくは所有者又はその代理人に対し、書面によって没収通知を送付し、聴聞の機会を与えなければならない。このような通知の趣旨に鑑みて、輸入業者、荷受人若しくは船荷証券保有者は、当該証券に記載された没収財産の所有者とみなされる。同様の趣旨から、「代理人」とは没収財産の所有者に代わる事実上の代理人のことをいうだけでなく、所有者若しくは事実上の代理人が不明であるか、あるいは連絡不能である場合には、没収時に当該財産の法律上の所有者である者のことをいう。

2. 所有者若しくは請求者が不明な場合、没収が行われた地域を管轄する税関の、一般が利用する回廊で5日間当該通知を公示すれば、通知はなされたものとみなされる。税関所長の裁量によっては、新聞広告、若しくは税関所長が望ましいと考えるその他の方法を採用することもできる。
3. 前項に規定された適正な通知が行われてから10日以内に、請求者、所有者、若しくは代理人が現れない、あるいは見つからない場合、収税官は、政府に有利になるように財産の没収を宣告しなければならない。
4. 適正な通知がなされた後、収税官は、聴聞の機会を速やかに与えなければならない。決定は、聴聞の機会が与えられた日から休業日を除く20日以内に行われなければならない。
5. 上訴及び自動的再審理に関するフィリピン関税法の規定は、上記の聴聞に適用されるものとする。
6. 最終的な命令に基づく没収品の処分は、知的財産権の保護に関する法律上の方針を十分に考慮した上、前述の場合に適用される現行法及び規則に従って行われなければならない。没収品の処分を円滑に行うため、税関は、内外の協力についての規定を含む、当該没収品の取扱い及び保管に関する補足指針を、作成から30日以内に、知的財産庁を通じて発表するものとする。

#### (補足説明)

罰則の強化は果たして有効か。フィリピンについて言えば、有効とも、そうでないとも言える。有効な場合とは、徒党を組まず、しかも悪気なく販売を行う者の場合である。高い罰金を支払わなければならないと分かれば、彼らは絶対に品物の販売を引き受けない。大々的に偽造品を製造する業者の場合、罰金が高くても偽造をやめようとはしない。罰金以上に効果的な方法が必要である。

裁判にどのくらいの時間がかかるのか。予審裁判では、平均して2年から3年かかる。フィリピンでは、専門の裁判所を設置した。知的財産権裁判所（IPコート）である。裁判官は管轄区域で任命される。訓練を受けてはいないが、事件を扱う以上、彼らは専門家である。ただし、セミナーには参加する。現在フィリピンでは、知的所有権の分野を専門とする裁判官を養成している。

並行輸入は認められている。判例がある。排他的な権限を持つ指定販売権者に関する2件の判例で、当該販売権者の許可なくしては何人も製品を扱うことはできないとされた。

このような判決が下された背景には、ブランド権所有者と販売者との契約関係の尊重がある。

2番目の判決は、契約上尊重されるべきは公正な競争であるとする。排他的権限を有する販売権者は、自らの努力で事業を発展させた。やがて別の輸入業者が参入し、市場に影響を与える。これが公正な競争である。

偽造はますます巧妙になっている。私は2つの事件に携わった。偽造者が、他の者達と協力して違法に機械を持ち込んだ。その者たちは、英語も、フィリピンのどの方言も話せなかった。

手続について説明する。公正な競争と商標に関する事件においては、弁護士又は調査機関の協力によって明らかになった事実を警察に提出する。それらの事実を確認した場合、警察は独自の捜索を行うか、又は民間の調査機関の調査結果を採用する。その後、裁判所へ捜索令状を申請する。裁判官による綿密な検討が行われ、捜索令状には、捜索の根拠が明記される。この令状に基づいて、警察による捜索が行われる。その裏で、知的財産所有者のために訴追を行う者が、警察に対し、捜索の対象とすべきものについて助言を与える。このようにして警察官は、権利侵害に当たる製品を捜索・押収する。そして、裁判所への報告書、目録、及び令状執行にあたっては、被訴追者の憲法上の権利を侵害していない旨の証明書を作成する。問題は所有者が興味を失うことである。

フィリピン国内の問題としては、和解が多く、有罪判決が非常に少ない。所有者が興味を失ってしまうのは、金銭的なことが原因ではない。時間も費用も掛かる訴訟を行う以外に実際になすべきことがたくさんあるからである。